

令和2年度 新時代の教育のための国際協働プログラム（教員交流）
公募要領

令和2年2月18日
文部科学省大臣官房国際課

1. 事業名

令和2年度 新時代の教育のための国際協働プログラム（教員交流）

2. 趣旨

平成28年5月に開催のG7倉敷教育大臣会合で採択された「倉敷宣言」、平成30年9月に開催されたG20教育大臣会合及び令和元年7月に開催されたG7教育大臣会合において、G7・G20各国間での教育に関する理念・課題の共有や国際協働の重要性が確認された。これを踏まえ、諸外国の豊かな経験を相互に学び合い、教育分野における諸外国との関係強化を図ることにより、多様化する教育課題に対する教育実践の改善に資するため、「新時代の教育のための国際協働プログラム実施要項」に基づき、令和2年度「新時代の教育のための国際協働プログラム（教員交流）」の企画提案を以下の要領で公募する。

3. 事業の内容

業務委託を受けた団体（以下「受託団体」という。）は、以下の内容について実施するものとする。

「倉敷宣言」、「G20教育大臣宣言」及び「G7教育大臣宣言」において取り上げられた教育課題について、諸外国の先進的な取組を事前調査の上、初等中等教育機関の教員を当該国（複数国も可）に短期に派遣して、経験や課題を相互に学び合うための教育実践活動や現地教員との交流及び現場体験に基づく国際比較研究を実施する。また、報告会の開催や報告書等の作成を行い、成果としてまとめ、文部科学省に提出する。

なお、事業テーマは、以下のいずれかとする。

（1）Society5.0時代に向けた教育

〈プロジェクトの一例〉

- 創造的問題解決能力の育成
- ICTや先端技術を活用した効率的な学びの在り方
- ICTを活用した校務の効率化
- 情報活用能力の育成

（2）インクルーシブ（包括的）で公平な教育

〈プロジェクトの一例〉

- 日本での通級による指導（特別支援教育）の在り方
- ICT機器を活用した特別支援教育
- 2E（twice exceptional 二重に特別な）の児童生徒への教育の在り方

- 男女平等と女性の社会的地位向上に資する学校教育
- 学校立地地域と異なる文化的バックグラウンドを持つ発達障害の可能性のある児童生徒への支援に関する海外比較研究

具体的な事業内容

- 事業テーマの事前調査
 - ・事業テーマの国際的な状況に関する事前調査
 - ・事業テーマに関する我が国の先進的・特徴的な取組に関する事前調査
- 事業テーマに関する教育実践活動と教員交流の実施
 - ・事業テーマに関して先進的な取組を行う国（複数国も可）の教員派遣受入教育機関との調整
 - ・国内初等中等教育機関、派遣教員との調整
 - ・教員交流プログラム（教育実践活動等）の策定、実施
 - ・教員派遣の事前・事後研修等の企画・運営
 - ・教員派遣にかかる各種事務手続き
- 成果の取りまとめ・活用・普及
 - ・成果報告書及び提言書の作成・ホームページ等での公表
 - ・成果発表会、ワークショップ等の開催
 - ・国内外の教育関係学会における成果発表
 - ・教員研修・免許更新講習等における成果の活用・展開
 - ・国内初等中等教育機関における成果の共有等
 - ・受託団体合同成果報告会の企画・運営

留意点

- ・事業の実施に当たっては、「倉敷宣言」、「G20 教育大臣宣言」及び「G7 教育大臣宣言」を熟読の上、文部科学省と協議をしながら進めること。（別紙参照）
- ・実施体制は、教育委員会や関係団体等、教員派遣を担える団体と連携したコンソーシアム型が望ましい。
- ・派遣教員には現職の指導主事や指導教諭等を含めることが望ましい。
- ・教員交流プログラム及び国際比較研究に不可欠な大学教員等がいる場合は、派遣しても差し支えない。
- ・幅広い教育現場や関係団体との連携実績があり、成果の普及が見込めることが望ましい。
- ・事業テーマに関して先進的な取組を行う国（複数国も可）の教育機関等との連携・交流実績があることが望ましい。

4. 委託事業の実施期間

契約締結時から、令和3年3月31日までの期間で設定する。

5. 公募対象

事業テーマに関する知見及び実績を有し、国内外の関係教育機関等と密接な連携を図

ることができる以下の団体とする。コンソーシアムの場合も以下の団体が代表する。

- (1) 日本国の法人格を有する団体
- (2) 都道府県または市町村の教育委員会

6. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

7. 誓約書の提出等

- (1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書（様式1）の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出しなければならない。
- (2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書を無効とするものとする。
- (3) 前2項は、国立大学法人、独立行政法人、国立研究開発法人、大学共同利用機関法人又は地方公共団体の公的機関（以下「国立大学法人等」とする）には適用しない。

8. 参加表明書の提出

参加表明書の提出は不要とする。

9. 説明会の開催

開催日時：令和2年3月3日（火曜日）11:00～12:00

開催場所：文部科学省12階国際課応接室

10. 企画提案書等の提出方法等

- (1) 提出場所、企画競争の内容を示す場所並びに問合せ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号

文部科学省大臣官房国際課

TEL：03-6734-4751

FAX：03-6734-3669

E-mail：kokusai@mext.go.jp

- (2) 提出方法（電子メールによる提出とする）

- ・企画提案書（様式1）は Word ファイルにてメールにファイルを添付の上、送信すること。
- ・メールの件名は、「【提出】新時代の教育のための国際協働プログラム企画提案書」とすること。
- ・ファイルを含めメールの容量が5MBを超える場合は、メールを分割し、件名に通し番号を付して送信すること。

- ・メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。
- ・受信通知は送信者に対してメールにて返信する。
- ・団体の長が申請者となること。
- ・寄附行為、定款又は会則等団体等の根拠を示す資料、役員名簿等、事業報告書
収支決算書、その他の団体等の概要（国、地方公共団体の機関、文部科学省所管
の機関である場合は不要）に関する書類を添付すること。

（3）提出書類

- ① 企画提案書（様式1）
- ② 団体の概要がわかる資料（国立大学法人等は不要）
（団体規約、役員名簿、事務局体制図（職員数明記）、財務諸表等）
- ③ その他必要と思われる資料
（ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等）

（4）提出期限等

提出期限：令和2年3月19日（木）12:00 必着

※すべての提出書類をこの期限までに提出すること。

※提出期限を過ぎてからの書類の提出及び提出期限後の書類の差替えは一切認めない。（審査期間中に追加資料を求める場合がある）

（5）その他

企画提案書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書等については返却しない。

1.1. 事業規模及び採択予定件数

（1）事業規模：1件当たり1,250万円程度

（2）採択予定件数：4件程度（採択件数は審査委員会が決定する）

1.2. 審査方法等

審査は、事業趣旨に合致し目的達成の見込みがあることについて、別途定めた審査基準に基づき、公正な第三者により構成される審査委員会において審査を行う。審査結果については申請者に対し書面にて通知する。なお、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出や審査委員会での口頭説明等を求めることがある。

また、審査委員会での意見を踏まえ、文部科学省より事業内容の修正や、予算額の削減を求める場合もあるので、あらかじめ了承すること。

1.3. 契約締結

審査の結果、契約予定者と企画提案書を基に契約条件を調整し、契約予定者は事業計画書を作成するものとする。なお、契約金額については事業計画書の内容を勘案して決定するため、契約予定者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

※ 国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）した時に確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても、契約書締結後でなけれ

ば事業に着手できないことに十分注意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

14. スケジュール

- (1) 公募開始 : 令和2年2月18日(火)
- (2) 公募締切 : 令和2年3月19日(木) 12:00 必着
- (3) 審査 : 公募締切りから1~2か月程度
- (4) 委託決定及び事業計画書の提出 : 令和2年4月下旬~5月上旬頃
- (5) 契約期間 : 契約締結日から令和3年3月31日までの期間

15. その他

- (1) 採択件数は現時点での予定であり増減する場合がある。最終的な採択件数は審査委員会が決定する。
- (2) 公募期間中の質問・相談等については、当該団体のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。
- (3) 事業実施にあたっては、契約書及び企画提案書等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など、企画提案書に記載した事項について、認定の取り消しなどによって記載した内容と異なる状況になった場合には速やかに届け出ること。
- (4) 審査終了後は直ちに採択者と契約に向けた手続きに入る。速やかに契約を締結するため、遅滞なく以下の書類を提出すること。業務計画に再委託が予定されている場合は再委託先にも周知しておくこと。

[契約締結に当たり必要となる書類]

- ・事業計画書(委託業務経費内訳または参考見積書を含む)
- ・委託業務に係る経費(再委託に係るものを含む)の積算根拠資料(謝金単価表、旅費給規定、見積書など)
- ・再委託に係る委託業務経費内訳(様式自由)
- ・個人情報管理体制
- ・銀行振込依頼書

【本件担当、連絡先】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省大臣官房国際課

TEL : 03-5253-4111 (内線 4751) FAX : 03-6734-3669

Email : kokusai@mext.go.jp

(メールで質問する際は、メールのタイトルを「【問合せ】」とすること。)

「倉敷宣言」及び「G20 教育大臣宣言」の関連箇所について

1) Society5.0 時代に向けた教育

○ G7 倉敷教育大臣会合 倉敷宣言

<主な関連箇所(抜粋・仮訳)>

18. 我々は、固定観念を変え、STEM(科学・技術、工学、数学)を含む全ての分野において、女性が積極的に参画できる平等な機会を保障する重要性を認識する。また、理工系(STEM)分野への潜在的なキャリアの意識づけやそうしたキャリアを目指す女性への支援などを通じて、産業革新や技術革新においてリーダーシップを発揮したり、その他様々な重要な役割を果たす女兒・女性への更なる教育を推進し続ける。また、我々は起業における女性の役割の重要性について普及啓発や支援を行うべきである。

20. 我々は、教育・訓練と技術革新の影響を受けた雇用とのつながりを改善するため、特に情報通信技術(ICT)や理工系(STEM)分野における教育・訓練の適切な見直しにより、すべてのバックグラウンドの人々が社会的・経済的変化を主導し、適応し、同化することができるような、仕事に関連する汎用的なスキルの習得を促進し、社会的包摂に貢献する。また、我々は、理工系(STEM)分野のほかアートやデザインを含む他の分野も重視した総合的なアプローチが、柔軟な思考、挑戦、創造的な問題解決を促し、新たなイノベーション創出につながり得る可能性を認識する。

○ G20 教育大臣会合 教育大臣宣言

<主な関連箇所(抜粋・仮訳)>

9. 社会の変化やAI、ビッグデータ、IoT等の技術革新に対応した教育が重要。経済や労働市場の変化は教育や訓練のシステムに大きな影響を与える。各国や地域ごとの多様性を踏まえつつ、あらゆる教育段階のカリキュラムや教授法の開発には、新たな知識や21世紀型スキルが考慮されるべき。カリキュラムや教授法は、エビデンスに基づく実践や将来の雇用の動向を反映するとともに、主要な関係者との協力によりデザインされるべき。

14. 男女平等と女性の社会的地位の向上に係る国際的な取り組みを歓迎する。すべての女性が安全な学習環境のもとで、包括的で質の高い教育に平等にアクセスできることが女性のエンパワーメントに不可欠であるとの認識を共有。また、STEM分野に多くの女性が参加することを促す。

2) インクルーシブ(包括的)で公平な教育

○ G7 倉敷教育大臣会合 倉敷宣言

<主な関連箇所(抜粋・仮訳)>

4. 教育によって、基本的な価値観である生命の尊重、自由、民主主義、多元的共存、寛容、法の支配、人権の尊重、社会的包摂、無差別、ジェンダー間の平等を促進するとともにシティズンシップを育成することは、極めて重要である。

15. 我々は、困難な状況にいる子供や若者(例:移民・難民、社会的・経済的に不利な状況にいる子供、障害のある児童生徒、虐待やいじめに苦しんでいる子供、不登校になっている子供、就業、就学、職業訓練をしていない若者(NEET)、性的指向や性自認を理由とした差別に苦しんでいる子供)がさらされやすい排他や疎外、格差や不平等の解消が喫緊の課題であることを認識する。このため、我々は、それぞれのバックグラウンドや環境に関わらず全ての若者が幸福感を抱き、生活や仕事に必要な知識やスキルを習得できるインクルーシブで公平な成果に届くための教育が

保障されるよう最善の努力をする。さらに、我々は、個性や多様性が尊重され、全ての子供や若者が自らの可能性や長所を最大限に活かすことができるような教育環境を実現することを約束する。

○ G20 教育大臣会合 教育大臣宣言

<主な関連箇所（抜粋・仮訳）>

4. 教育は子供・若者・成人の個人の確立と可能性を最大化すべく、知識・スキル・価値観・振る舞いを提供するものである。教育は、貧困を減らし、活発な市民活動の促進し、世界中に平和で、インクルーシブ（包括的）で、繁栄した社会をもたらすことに貢献する。

21. 他国や異なる宗教、文化、言語、視点を理解し尊重することが不可欠である。（中略）教育機関間に共通する価値の共有を促進する。

※文部科学省で要旨を仮訳したものであるため、詳細は原文を確認すること。

<参考>各宣言全文

○ G7 倉敷教育大臣会合 倉敷宣言（2016年）（原文・日本語仮訳併記）

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/other/detail/__icsFiles/afieldfile/2016/06/17/1370953_2_3.pdf

○ G20 教育大臣会合 教育大臣宣言（2018年）（原文）

http://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/g20/__icsFiles/afieldfile/2018/09/07/1408825_01_1.pdf

○ G7 教育大臣会合 教育大臣宣言（2019年）（原文）

https://www.mext.go.jp/b_menu/activity/detail/pdf2019/20190704.pdf